

7

第7章

保存・管理

7.1 保存・管理の方向性

7.2 保存・管理の方法

7.3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

第7章 保存・管理

7.1 保存・管理の方向性

(1) 基本的な保存・管理の方向性

滝山城跡の遺構は、自然公園及び都市公園の指定や史跡指定による文化財保護法の開発規制により、開発を免れ保たれてきた。一帯の山林は、入会山、村有林として利用され、開発されることなく適切に管理されてきた。今後も丘陵地の豊かな自然に配慮しながら、戦国時代往時の姿で残された遺構の保存及び史跡の価値を一層広く周知し、観光資源及び教育や地域振興の場としての活用を促進していくことが必要となる。保存・管理にあたっては、遺構の配置や場所ごとの特性に応じた適切な保存・管理が図られる必要がある。史跡と自然環境とのバランスに配慮し、優先順位を整理するため、また、適切な保存・管理、活用、整備を行うため、エリア区分を設定し、エリア区分ごとの保存・管理方針を設定した上で、現状と課題に対する基本的な保存・管理方針と構成要素ごとの保存・管理方法を定める。それらの方針に基づき、日常的な維持管理及びモニタリング、自然災害等に対する応急対応、必要に応じた保存修理を実施していく。

史跡の現状変更等においては取扱いの方針・基準を明示し、周知徹底と適切な運用を図る。

現状、史跡指定範囲と都市計画公園区域が一致しておらず、史跡指定範囲には八王子市所有地や民有地が含まれている。都市計画公園区域内の民有地は公有地化を進めていく。後述する保存・管理に掲げる項目を実施していく際の役割分担は、第10章(5)運営体制②運営体制表（基本的立場）及び③運営体制表（保存・管理、活用、整備）に記載のとおりとする。

(2) エリア区分ごとの保存・管理の方針

適切な保存・管理を行うため、滝山城跡を次のとおり、エリアに区分する。区分については『新八王子市史』及び『東京都の中世城館』に記載の「滝山城の縄張り区分」を基とする。史跡指定地内だけでなく、史跡指定地外の遺構も含め保存・管理方針を設定する。

なお、史跡指定地内には、都市計画公園区域外の土地も含まれており、その範囲にも重要な遺構が残されているが、毀損されることのないよう、文化財保護法に基づき保護の措置が図られている。

エリア区分		保存・管理方針	主な遺構群
史跡指定地内	I 遺構を重点的に見せるエリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 縄張り区分で「主郭部分（最終防御の内側）」及び「主郭を取り巻く部分（第一次防御線の内側）」として位置付けられ、中世城郭を構成する重要遺構のある一帯であるため、「重要整備エリア」に位置付ける。 ● 遺構を重点的に見せるエリアとして、遺構景観を重視し、遺構を見せるための伐採・草刈りを定期的に行い、滝山城跡の魅力を高めるための保存・管理を講じるエリアとする。 ● 遺構を重点的に見せるエリアとなるため、利用者に対する十分な安全対策を施す。特に現在利用者の安全性が不十分である未整備エリアについては、新規動線を含めた整備を検討する。 	本丸 中の丸 二の丸 信濃屋敷 刑部屋敷 カソノ屋敷 大馬出 千畳敷 三の丸 小宮曲輪 池址 出丸
	II 遺構と自然の共存を図るエリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 縄張り区分で「外周部の副次的な曲輪群」として位置付けられ、I以外の、中心的な遺構群を取り巻く外周部のエリアである。丘陵地の緑の骨格を形成する樹林地が多く含まれており、多様な生物の生息環境ともなっている。 ● 遺構と自然の共存を図るエリアとし、遺構保存のための管理として最低限の樹林管理に留め、文化財と自然の共存を図る。 	大池址 滝の沢 鍛冶谷戸 専国谷戸
史跡指定外		史跡指定地外にも滝山城を構成する副次的な遺構群が残されている。IIと同様に遺構と自然の共存を図るエリアに位置付ける。	山の神曲輪 搦手遺構

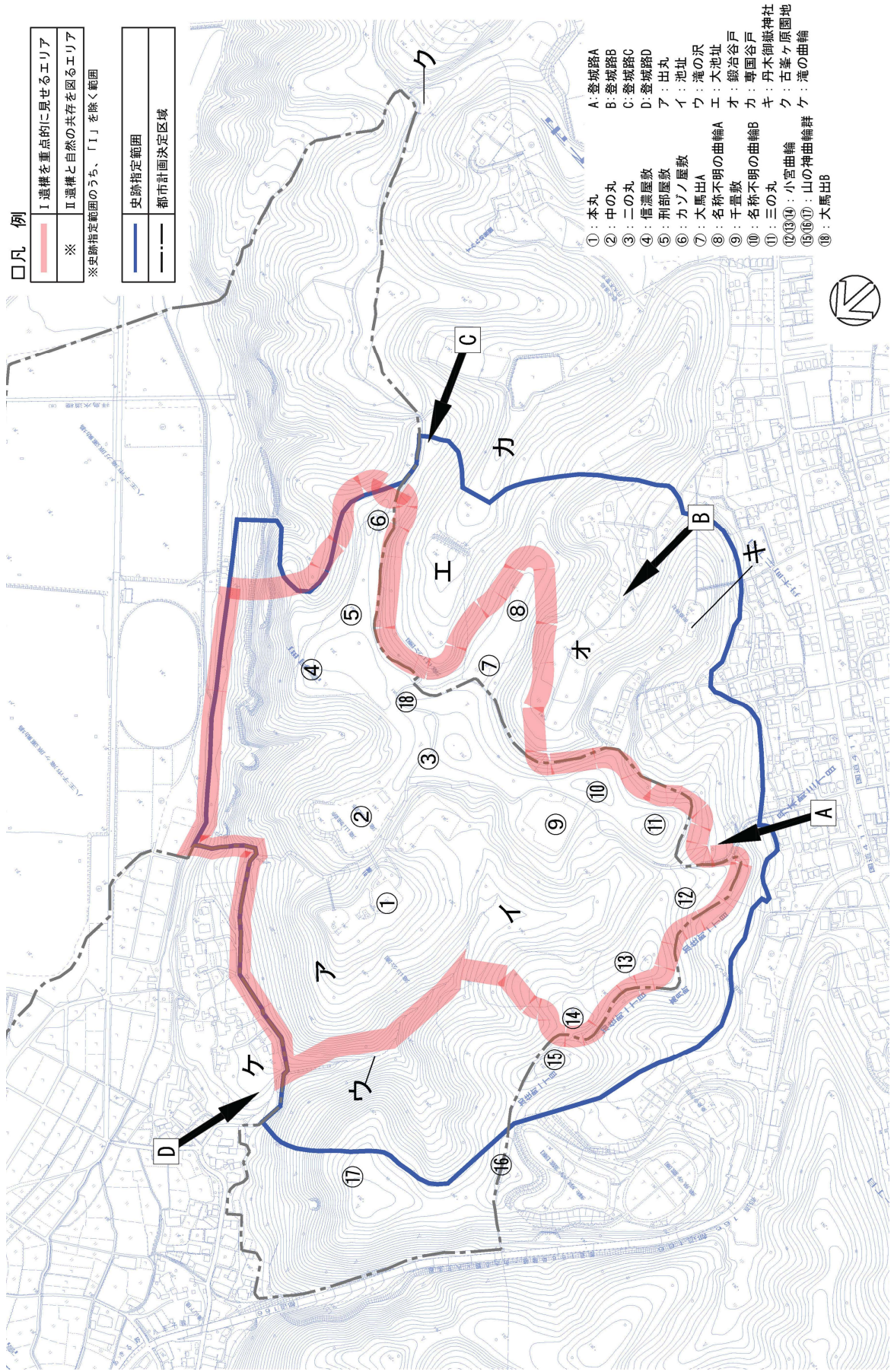


図 保存・管理方針のためのエリア区分図（地形図ベース）

7.2 保存・管理の方法

前節に従い、滝山城跡の基本的な保存・管理の方法は次のとおりとする。文化庁指針により、史跡指定地全体及び個々の構成要素ごとの保存・管理の現状と課題に対する方法を示す。

(1) 基本的な保存・管理の方法

① 史跡指定地全体

A 日常的な維持管理

(Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア、Ⅱ 遺構と自然の共存を図るエリア)

滝山城跡の遺構を将来にわたり、保存し継承していくため、日常的な維持管理・安全確保を継続し、遺構の保存、史跡及び都市公園としての良好な環境、景観の維持に努める。同時に、毀損箇所の把握、計画的な修理に努める。遺構は、平坦面だけでなく、構成する土塁や堀などの地形全てを含む。

(Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア)

城跡の縄張り構造、築城術を分かりやすく伝えるためには、遺構の輪郭や形状、堀や土塁などで形成された曲輪の境界がはっきりと分かる状態にしておくことが必要である。そのため、遺構を重点的に見せるエリアでは、縄張り構造を理解した上で、空堀等を中心に公園管理者や地元団体・NPO 及び関係機関で連携を図りながら定期的に樹木の景観伐採や草刈りを実施し、遺構景観の回復を行う。

(Ⅱ 遺構と自然の共存を図るエリア)

遺構を見せるための樹木伐採や草刈りは行わず、遺構に影響を及ぼしている樹木の伐採等遺構の保存のための必要最低限の維持管理に留める。自然の共存を図るエリアとして、動植物に配慮した丘陵地の樹林地管理、草地管理を実施していく。

B 破損・毀損箇所の把握と修復

(Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア、Ⅱ 遺構と自然の共存を図るエリア)

定期的に史跡指定範囲内の毀損及びその恐れのある箇所や変状の進行の把握に努め、修理、毀損及び危険の未然防止や拡大防止に努める。遺構の保存とともに、来園者の安全確保のため園内における危険箇所の把握と継続的な修復を行う。

各箇所の具体的な修復方法については、今後策定する整備基本計画にて検討していく。自然との調和の観点から、遺構の修復・保全とともに既存植生との関係性を整理し、植生管理手法を検討する。

(Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア)

遺構景観の確保に重点を置く。遺構復元の効果が特に高い滝山城の主郭(本丸、中の丸、二の丸、小宮曲輪)、破損や危険箇所の修復が急がれる場所(千畳敷北側腰曲輪)から優先的に着手する。

(Ⅱ 遺構と自然の共存を図るエリア)

生物の生息環境確保にも留意し、必要最低限の修復に留める。

C 計画的な修理の実施

(Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア, Ⅱ 遺構と自然の共存を図るエリア)

公園整備等に伴い設置した史跡の保存・活用に資する建造物や工作物など、経年劣化等により修理が必要となっている箇所は、計画的に修理を行う。修理にあたり、史跡の本質的価値を損なわないよう、事前に文化財担当部局※と十分に協議を行うとともに、修理範囲は必要最小限とし、可能な限り安全を確保しつつ当時のままの遺構を保存するように留意する。

※ 文化財担当部局は、文化庁文化財第二課、東京都教育庁地域教育支援部管理課、八王子市生涯学習スポーツ部文化財課を示す。

D 限定開園地

(Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア)

現在、滝山城跡には池跡や小宮曲輪の堀底等、ガイド付きのみでしか通行できない限定開園地がある。これら限定開園地については、更なる遺構公開の観点から一般開放を検討する。一般開放にあたっては、利用者の安全確保、自然環境保全の視点を十分踏まえることとする。

E 現状変更等の許可制度の厳密な運用

(Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア, Ⅱ 遺構と自然の共存を図るエリア)

現状変更等の行為について、取扱方針や取扱基準を明確にし、厳密に運用することにより、史跡の価値が損なわれないよう努める。

② 構成要素別

<本丸>

主要な曲輪として適切な保存と維持管理を行う。虎口など一部の発掘調査は行われたが、未調査部分が大半である。修復や整備にあたっては現在把握されている遺構の情報が十分でないため、保存修復の際には文化財担当部局と十分に協議を行う。本丸周りの土塁やつづら折り道等の一部に破損が見られるため適切な保存措置を検討する。

<中の丸>

土地所有者である八王子市と連携して、主要な曲輪として適切な保存と維持管理を行う。旧滝山荘は、現在耐震補強が必要な施設となっており、今後の取り扱いが課題となっている。旧滝山荘が抱える課題点や今後の動向については、八王子市と共有を図っていく。入口部分の虎口の一部に破損が見られ、中の丸や二の丸周囲の土塁の土砂流出や樹木の倒壊危険箇所が見られるため適切な保存措置を検討する。

<二の丸>

主要な曲輪として適切な保存と維持管理を行う。修復や整備にあたっては現在把握されている遺構の情報が十分でないため、保存修復の際には文化財担当部局と十分に協議を行う。景観伐採を行っている箇所については、今後も定期的な樹木管理や草刈り等、継続した景観維持を行う。かつての国民宿舎建設に伴う舗装道路の整備により破損された部分があるため適切な保存措置を検討する。

<大馬出>

良好な遺構の保存のため、適切な維持管理を行う。修復や整備にあたっては現在把握されている遺構の情報が十分でないため、保存修復の際には文化財担当部局と十分に協議を行う。

<千畳敷>

主要な曲輪として適切な保存と維持管理を行う。修復や整備にあたっては現在把握されている遺構の情報が十分でないため、保存修復の際には文化財担当部局と十分に協議を行う。角馬出の一部に破損が見られ、かつての国民宿舎建設に伴う舗装道路の整備により破損された部分があるため適切な保存措置を検討する。

<信濃屋敷・刑部屋敷・カソノ屋敷>

主要な曲輪として適切な保存と維持管理を行う。良好な土塁が確認できるが、カソノ屋敷付近に一部自然崩壊箇所が見られるため適切な保存措置を検討する。

<三の丸>

良好な遺構の保存のため、適切な維持管理を行っていく。修復や整備にあたっては現在把握されている遺構の情報が十分でないため、保存修復の際には文化財担当部局と十分に協議を行う。園路や周辺の開発等により、虎口の土塁や堀に破損が見られるため適切な保存措置を検討する。

<池 址>

適切な維持管理を行っていく。池址に面する千畳敷北側の腰曲輪等に見られる崖崩落の復旧は喫緊の課題である。本計画に基づき崩落復旧工事を実施する。修復や整備にあたっては現在把握されている遺構の情報が十分でないため、保存修復の際には文化財担当部局と十分に協議を行う。

<小宮曲輪>

良好な遺構の保存のため、適切な維持管理を行っていく。一部民有地があり、維持管理体制を検討する。曲輪東方の一部等で崩落破損箇所が一部見られ、帯郭への打ち出し虎口と思われる土塁で囲まれた出入口の一部に破損が見られる（曲輪中央付近）ため適切な保存措置を検討する。

<天野坂付近（登城路A）>

園路沿い両斜面（土塁）の土砂流出や樹木倒壊など危険箇所が見られるため適切な保存措置を検討する。

登城路は、公園としての主動線となっており、遺構の保全を考慮の上、日常点検を徹底し、適宜補修を行い、事故の予防に努める。未舗装部分については、日常管理では段差を解消するなどの補修を行い、事故の予防に努める。また、史跡景観や雨水排水計画を考慮した上で、舗装等を検討する。

<少林寺側からの登城路（登城路C）>

かたらいの道とも呼ばれている魅力ある散策路だが、十分活用されていない。適切な保存措置を検討する。未舗装であり、降雨等による土砂や繁茂した植物等で通行に支障が出ているため、段差の解消、植物の整理などを行い、事故防止を行う。

<山の神曲輪付近>

周辺開発（墓地の拡張）が進み、曲輪の一部に破損が見られる。史跡範囲外ではあるが、滝山城跡を構成する遺構の一つと考えられる。良好な遺構の保存のため、適切な維持管理を行っていく。修復や整備にあたっては現在把握されている遺構の情報が十分でないため、保存修復の際には文化財担当部局と十分に協議を行う。周辺開発（墓地の拡張）が進み、曲輪の一部に破損が見られるため適切な保存措置を検討する。

(2) 史跡の公有化

史跡指定範囲には、都市計画公園区域外も含まれており、良好な遺構が残されている。
(大馬出、大池等)

また、都市計画公園区域内においても、公有地の狭間に私有地が点在している状況である。良好な遺構があるにも関わらず私有地であるため、保存・管理や利用上の制約がある場所がある(小宮曲輪の堀、二の丸の堀等)。これらの史跡指定地内かつ都市計画公園区域内の私有地については、公有地化を進めていく。

文化財保護法等の各種法律によって史跡の保護は既に担保されているが、公有化を図ることで、史跡が将来にわたり保護されていく可能性が更に高まることから、公園区域外についても、地元市である八王子市の都市計画マスタープランへの位置づけについて調整を図る等、八王子市と協力して公有地化に向けた検討を進めていく。公有地化の方法としては、例えば、文化庁からの補助金制度の活用、都市計画公園区域の見直し等、いくつかの方法が考えられる。最適な方法について、文化財担当部局等の関係機関と連携し、引き続き検討を進めていく。

(3) 継続的な調査

滝山城跡は、東京都による滝山公園の整備事業が契機となり、遺構の確認が行われているが、これまで行われた確認調査・発掘調査は限定的である。今後、有識者及び文化財担当部局の指導のもと、保存修復の機会を捉えて各関係機関が発掘調査を実施した場合は、継続的に情報を積み重ね、現状把握を行っていく。また、発掘調査のほか最新の測量データから得られた地形図の情報をもとに作成した陰陽図等を活用し、測量によって明らかになった地形等の観点から、史実を考察していくことも検討する。

7.3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

(1) 現状変更等について

文化財保護法（以下「法」という）第125条では、史跡指定地内でその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けるよう原則として義務付けている。ただし、その行為が維持の措置等、史跡への影響が軽微なものについて、許可を要しない場合が同条ただし書きにおいて示されている。

また、法第184条第1項第2号の規定により、重大な現状変更以外については都道府県・市の教育委員会に許可の権限が委譲されており、その範囲は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。この基準に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからヲまでにあげる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下、「事務処理基準」という）に定められている。

(2) 法令上の基準

① 現状変更の許可申請が必要な場合

現状変更の主な行為内容と文化財保護法施行令第5条第4項における許認可者を下表に示す。

主な行為内容	許認可者	備考
(ア) 学術目的で実施する発掘調査等	八王子市	同項チ
(イ) 史跡の保存整備・遺構等整備	文化庁又は 八王子市	同項ニに該当する行為は市
(ウ) 地形の改変	文化庁	法125条第1項以外の行為
(エ) 建築物の新築、改築、増築、除却	八王子市	同項イ、ロ、ハ
(オ) 工作物の新設、改修、除却	八王子市	同項ハ
(カ) 地下埋設物の設置・改修	八王子市	同項ホ
(キ) 木竹の伐採、抜根、植栽	八王子市	同項ト
(ク) 防災整備・復旧	文化庁	法125条第1項以外の行為
(ケ) 仮設工作物の一時措置	文化庁	法125条第1項以外の行為
(コ) 天然記念物（動植物）の措置	八王子市	同項リ

② 現状変更等を許可できない場合

- 史跡の適切な保存・管理のために策定された「保存活用計画」に定められた保存・管理の基準に反する場合
- 史跡の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

（「事務処理基準」による）

現状変更行為の取扱いについて、疑義が生じた場合や現状変更の取扱い基準に該当しない場合は、その都度、八王子市文化財課が文化庁及び東京都教育庁等の指導のもと協議調整を行うものとする。

③ 現状変更等の許可が不要な行為

- 現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- 保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合

（法第125条第1項ただし書による）

法第125条第1項ただし書の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に、史跡、名勝又は天然記念物が毀損し又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき、毀損・衰亡の拡大防止のための応急の措置を講ずるとき、毀損・衰亡しかつ復旧が明らかに不可能である場合において当該部分を除去するとき、と示されている。

「非常災害のために必要な応急措置」とは、地震、台風、大雨などの非常災害の際の応急措置や被害拡大防止措置、立ち入り禁止などの安全管理措置など、また「保存に影響を及ぼす行為」とは、除草や枯死木の撤去、イベント時の簡易工作物の設置などがこれにあたるが、これらの行為に該当するか否かは、文化庁及び東京都教育庁の指導のもと、八王子市文化財課で判断する。

(3) 現状変更等の想定される主な行為

現状変更等の行為内容	具体的な行為の内容
学術目的で実施する発掘調査等	史跡滝山城跡を構成する遺構の試掘調査並びに本調査 史跡指定地外の関連遺構の発掘調査 等
史跡の保存整備・遺構等整備	破損した遺構の修復（千畳敷北側腰曲輪等） 本来の遺構の復元（空堀の掘削等） 新たな遺構の整備（搦手口、小宮曲輪内の竪穴等） 等
地形の改変	史跡の整備、遺構の保護、堀の堆積物の除去 等
建築物の改築、増築、除去	便益施設（トイレ等）の改築、増築、除去 休憩施設（四阿・パーゴラ等）の改築、増築、除去 旧滝山荘の改築、除去 旧滝山荘除去後跡地に同規模のガイダンス施設・倉庫の設置 等
工作物の新設、改修、除去	既存解説・案内板の改修（色調や仕様の統一等） 解説・案内機能の増強（新設） 遺構保護並びに安全上必要な柵や看板等の整備 駐車場の整備 等
地下埋設物の設置・改修	既存地下配管（上下水道、電気等）の破損箇所の緊急補修 雨水排水対策による整備（側溝や排水管等） 建築物新築に伴う上水道、電気等の配管工事 等
木竹の伐採、抜根、植栽	植生管理 ・ 枯損木・危険木等の伐採、伐採後の一部補植（サクラ）等 ・ 遺構景観の回復作業（伐採・草刈り等） ・ 山城を体感するための維持管理の工夫（逆茂木等） 新植 ・ 史跡の保存・活用のために必要な措置を目的とした植栽
防災整備・復旧	崖面・法面崩落箇所の復旧（千畳敷北側腰曲輪、北斜面等） 大小各所の法面表層崩落箇所の復旧（中の丸北、登城口等） 土坡等の崩落や崩落の恐れのある斜面地の予防保全的整備 等
仮設工作物の一時措置	催事・イベント時の行為及び仮設工作物の設置（滝山城桜まつり 等）
天然記念物（動植物）の措置	個体の保護及び生息状況の調査並びに生息環境の保存 等

(4) 滝山城跡の現状変更等の取扱基準

史跡滝山城跡を適切に保存・管理するため、取扱基準を定める。

取扱基準の運用にあたり、各項目の記載において現状変更を認めるとするものは、史跡の保存に影響を与えないことを前提とするものに限る。

A 現状変更等を認める行為

①学術目的で実施する発掘調査等

調査の目的が、滝山城跡の保存・活用を図る上で必要なものであり、範囲が必要最小限であるものは認める。

②史跡の保存整備・遺構等整備

発掘調査等の成果に基づいたもので、専門家・学識経験者等の指導・助言を受け、関係機関で承認を得たものは認める。

③地形の改変

盛土、切土、水面の埋立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護、堀の堆積物の除去等の史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。なお、史跡の整備については、次項の④～⑩等に伴う土地の掘削、埋戻し等を含む。

④建築物の改築、増築、除却

史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。

⑤工作物の新設、改修、除却

史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。

⑥地下埋設物の設置・改修

新設は、史跡の保存・管理、活用、整備等のために必要なものについて、事前に発掘調査等を行い、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。改修は、史跡の保存・活用のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

⑦木竹の伐採、抜根、植栽

伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な措置を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

⑧防災整備・復旧

自然災害等による史跡の毀損・衰亡の拡大防止措置として、専門家・学識経験者等の指導・助言を受け、関係機関で承認を得たものは認める。

⑨仮設工作物の一時措置

滝山城跡の活用を目的とした催事等における一時的な仮設工作物の設置は、目的に見合った規模を十分検討し、必要最小限度の範囲で認める。仮設工作物を固定するための杭打ち等、地形に影響を及ぼす行為は原則として認めない。ただし、やむを得ず必要であり、かつ発掘調査の成果から地下に遺構が存在しないと判断が可能な場合に限り、必要最小限の範囲において認める。

⑩天然記念物（動植物）の措置

史跡指定範囲に生息又は今後生息が確認された場合は、個体の処置は施行令第5条第4項第1号に基づき対処する。その個体の生息環境が遺構の保全を脅かす場合は、必要最小限の範囲において認める（現に繁殖のために使用されているものを除く）。

B 現状変更等の許可が不要な行為の具体事例

法第125条ただし書き及び規則第4条に規定されている現状変更等の許可が不要な行為とその具体的な事例は、以下のとおりとする。

①維持の措置

- I. 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

【具体事例】

- ・ 土坡の浸食等により一部が流出する等した場合に、元の形状に復する行為

- II. 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。

【具体事例】

- ・ 土坡等の崩落やその恐れがある場合に、土のう等により、毀損の拡大を防止する行為

- III. 史跡の一部が毀損し又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき。

【具体事例】

- ・ 倒木や枯損木、緊急性を要する危険木を伐採、撤去する行為

②非常災害のために必要な応急措置の場合

【具体事例】

- ・ 遺構、建造物等の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置
- ・ 非常災害時の立ち入り禁止看板等の安全確保のために必要な工作物等の設置
- ・ 地下配管（上下水道、電気等）の破損箇所の緊急補修（掘削を伴うものを含む）
- ・ 利用者の避難・安全確保のためのテント等の一時的な設置等

③保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

【具体事例】

- ・ 清掃等の日常的な管理行為
- ・ 植栽の維持管理（剪定、倒木の除去、危険枝の除去等）
- ・ 水溜まり等への土砂等の補填等の小規模な不陸整正
- ・ 舗装（表層）の亀裂や凹凸等の小規模な舗装補修
- ・ 建造物や工作物の小規模な修理
- ・ 土地の掘削等を伴わない一時的な看板等の設置

C エリアごとの現状変更の取扱基準

I：遺構を重点的に見せるエリア

現状変更等の行為内容	取扱基準
学術目的で実施する発掘調査等	滝山城跡の保存活用を図る上で必要な行為であるため、必要最小限の範囲において認める。
史跡の保存整備・遺構等整備	発掘調査、史料調査等の成果に基づく内容で、専門家・学識経験者等の指導・助言を受け、関係機関で承認を得たものは認める。
地形の改変	盛土、切土、埋戻し等の地形改変は、史跡の保存活用を目的とする調査整備、便益施設の改修に伴うものに限り認める。
建築物の改築、増築、除却	原則として認めない。ただし、トイレや休憩舎の建替え・移転等、滝山城跡の公開活用に必要な便益施設の設置又は更新を図ろうとする場合において、専門家・学識経験者等の指導・助言を受け、関係機関で承認を得たものは認める。建物の除却は認める。
工作物の新設、改修、除却	史跡の解説板や案内板、看板類、ベンチ等、滝山城跡の公開活用に供するものや柵の更新等、安全確保を目的とするものは認める。ただし、史跡景観との調和に留意するとともに、ベンチや解説板等には基礎埋設を可能な限り行わないよう、史跡の保存に配慮する。実施に際し、専門家・学識経験者等の指導・助言を受ける。 電柱・電線については原則として新設を認めない。改修にあっては史跡景観に配慮したものとなるよう設置者に働きかける。電線の地中埋設についてはコスト負担を含めて慎重に検討する。
地下埋設物の設置・改修	滝山城跡の保存活用を目的とするもので景観への影響が必要最小限のものは認める。必要に応じて事前の発掘調査・工事立会等を実施し、地下遺構を発見した場合は、遺構を現状保存し、計画変更を図るものとする。
木竹の伐採、抜根、植栽	伐採は史跡の保存活用、安全管理上の必要な範囲において認める。抜根は遺構への影響がないこと、又は遺構の保護措置を行った場合は認める。 新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な措置を目的とするもので、本計画に基づいて別途整備基本計画を策定し、専門家・学識経験者等の指導・助言を受け、関係機関で承認を得た場合は認める。
防災整備・復旧	自然災害等による史跡の毀損・衰亡の拡大防止措置として、専門家・学識経験者等の指導・助言を受け、関係機関で承認を得たものは認める。

仮設工作物の一時措置	滝山城跡の活用を目的とした催事等における一時的な仮設工作物の設置は、目的に見合った規模を十分検討し、必要最小限度の範囲で認める。 仮設工作物を固定するための杭打ち等、地形に影響を及ぼす行為は原則として認めない。但し、やむを得ず必要であり、かつ発掘調査の成果から地下に遺構が存在しないと判断が可能な場合に限り、必要最小限の範囲において認める。
------------	---

II：遺構と自然の共存を図るエリア

現状変更等の行為内容	取扱基準
学術目的で実施する発掘調査等	Iと同様。
史跡の保存整備・遺構等整備	Iと同様。
地形の改変	Iと同様。
建築物の改築、増築、除却	Iと同様。
工作物の新設、改修、除却	Iと同様。
地下埋設物の設置・改修	Iと同様。
木竹の伐採、抜根、植栽	Iと同様。
防災整備・復旧	Iと同様。
仮設工作物の一時措置	Iと同様。

公園区域外の史跡指定地

現状変更等の行為内容	取扱基準
学術目的で実施する発掘調査等	Iと同様。
史跡の保存整備・遺構等整備	Iと同様。
地形の改変	Iと同様。ただし、民有地及び相当の土地においては、所有者の必要性により実施するものは史跡の価値を損なわない範囲において認める。
建築物の改築、増築、除却	同上
工作物の新設、改修、除却	同上。
地下埋設物の設置・改修	同上。
木竹の伐採、抜根、植栽	同上。
防災整備・復旧	同上。
仮設工作物の一時措置	同上。

D 史跡指定地外の実施について

法第125条による史跡の現状変更等の制限は、史跡指定範囲内に適用されるものである。ただし、既述のとおり、滝山城跡の史跡指定範囲周辺には、山の神曲輪や搦手跡等、史跡の本質的価値に関りの深い要素が広がると考えられる。

そのため、滝山城跡の史跡指定範囲周辺においては、基本的に史跡指定範囲内の調査整備を優先するものの、将来的に調査研究を進め、文化財担当部局の指導のもと、必要に応じ文化財としての保護、史跡指定を検討する。